

## 農地法第3条の許可申請書必要書類

	必 要 書 類	必要部数
1	<b>3条許可申請書</b> 申請書は割り印が必要、譲受人の国籍を記載	3 (4)
2-1	<b>印鑑証明書</b> 又は <b>住民票</b> (3か月以内のもの) 譲受人及び譲渡人が自署でないとき、実印押印、印鑑証明書必要 譲受人及び譲渡人が自署のとき、認印で可、住民票必要	各1通
2-2	<b>住民票</b> (3か月以内のもの) 譲受人が日本国籍の方は本籍、日本国籍以外の方は国籍・在留資格を省略しないものが必要	1
3	<b>土地全部事項証明書</b> (3か月以内のもの) 相続未登記の場合、登記終了後申請。ただし急を要する場合は、被相続人の原戸籍謄本及び相続人の財産分割協議書又は相続人放棄申述書	1 (2)
4	<b>公 図</b> 申請地を赤線で囲み、申請地の所有者、地目、地積、方位を記入する	1 (2)
5	<b>譲受人の土地名寄帳</b> 市外に農地所有の場合は市外分も必要	1 (2)
6	<b>耕作証明書</b> 市外に農地所有の場合	1 (2)
7	<b>作付計画書</b> 申請地取得後の作付計画	1 (2)
8	<b>案内図</b> 地図のコピーに申請地の場所を明示する	1 (2)
9	<b>委任状</b> 代理人申請の場合 (譲受人・譲渡人両方の委任が必要)	1

※譲受人が市外在住のときは ( ) 書き内の部数【添付書類2部の場合、1部はコピーで可】

※譲受人が市外在住のとき在住先市町村の農業委員会の農業経営状況調書徴収手続き必要  
(事務局で処理をする)

※この他に書類が必要となる場合があります。

※申請書提出締め切り毎月10日 (10日が土日祝の場合はつぎの平日)

問合せ先 秩父市農業委員会事務局 TEL 0494-25-5231  
 荒川総合支所地域振興課 TEL 0494-54-2392  
 大滝総合支所地域振興課 TEL 0494-55-0862  
 吉田総合支所地域振興課 TEL 0494-72-6083